

◇大阪市公文書管理条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 特定の個人を識別することができる情報が記録されている特定歴史公文書等の利用の請求をする者が提示し、又は提出しなければならない本人確認のための書類を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年12月2日から施行することにしました。

(総務局行政部行政課)